

(記載例) ※各社の表現に合わせていただくことは可能ですが、以下の内容について原則全て反映させていただきます。

家庭用燃料電池(エネファーム)(以下「助成対象機器」という。)は、公益財団法人 東京都環境公社(以下「公社」という。)より「デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業」の助成金を受けています。助成対象機器を所有するにあたり、助成金の交付に伴う義務も引継がれます。以下のとおり助成対象機器の管理を行い、⑤～⑥、⑧に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

- ① 譲受者(以下「買主」という)は、公社の指定する者が助成対象機器の稼働状況の現地調査等を行う場合は、買主は、当該現地調査等に協力すること。
- ② 集合住宅に助成対象機器を設置した場合(助成対象機器が各住戸に設置される場合を除く。)は、買主は、継続的に効率的な電力消費量の削減及び電力需要ピーク時の電力使用の抑制に努めること。
- ③ 買主は、助成対象機器について、助成対象機器の設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数が経過するまでの期間(以下「法定耐用年数の期間」という。)において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、買主は、助成対象機器に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとらなければならない。
- ④ 法定耐用年数の期間に、買主の氏名、住所等の変更が生じた場合は、当該変更が生じた日からすみやかに、買主は、契約等による助成事業者の地位承認申請書(第13号様式)を公社に提出しなければならない。
- ⑤ 法定耐用年数の期間に、助成対象機器の譲渡等(デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業交付要綱)第25条第1項に規定する譲渡を除く。)により当該対象機器の所有者が変更した場合は、当該変更が生じた日からすみやかに、買主及び当該変更後の所有者は、契約等による助成事業者の地位承認申請書(第13号様式)を公社に提出しなければならない。この場合において、買主における助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとする。
- ⑥ 買主は、公社の承認を受けないで、助成対象機器の処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。
- ⑦ 買主は、助成対象機器の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書(第16号様式)を、公社に提出するものとする。
- ⑧ 公社は、当該申請をした買主に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準(平成26年4月1日付26都環公総地第6号)第32に定める方法により算出した額を請求するものとする。
- ⑨ 買主は、算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- ⑩ 公社は、助成対象機器の処分の承認申請を受けたときは、速やかに当該申請の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を前項の申請をした者に通知するものとする。